

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第68号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（病院における使用料及び手数料の徴収）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額）及び平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）に基づき、同告示に定める<u>食事療養及び生活療養の費用額算定表</u>により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額）とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 非紹介患者初診加算料</p>	<p>（病院における使用料及び手数料の徴収）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額）及び平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）に基づき、同告示に定める<u>食事療養の費用額算定表</u>により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額）とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 非紹介患者初診加算料</p>

区 分	金 額
平成18年厚生労働省告示第495号（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養）第2条第4号に規定する初診	初診料算定1回につき 1,575円

5 長期入院診療料

区 分	金 額
平成18年厚生労働省告示第498号（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第9号に規定する者を除いた者に係る同告示第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院	平成18年厚生労働省告示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

備考 3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

区 分	金 額
平成18年厚生労働省告示第105号（厚生労働大臣の定める選定療養）第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 1,575円

5 長期入院診療料

区 分	金 額
平成14年厚生労働省告示第88号（選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第4号に規定する者を除いた者に係る同告示第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院	平成14年厚生労働省告示第88号第8号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

備考 3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。